

## 令和5年度 集団指導で寄せられた主な質問, 要望

	質問, 要望	柏市の回答
<b>◆1. 集団指導について</b>		
1	現地もしくは動画またはリアルタイム配信でやってほしい。	次年度以降検討します。
2	資料について、前年度からの変更点がわかるようにしてほしい。	次年度以降検討します。
3	資料がわかりにくい、量が多い、図や絵をつけてほしい	次年度以降検討します。
4	事例集（受給者証と照らし合わせたケースごと加算の有無、請求の可否などがたくさん載っているもの、虐待対応、障害種別の事故報告の傾向や対策、指導監査課に寄せられる質問をまとめたQ&A）	次年度以降検討します。
5	資料が事業ごとに分かれているとよりわかりやすい。	次年度以降検討します。
6	実地指導のポイント、過去の指導事例	次年度以降検討します。
7	加算のポイント、具体例、請求に当たっての留意事項	次年度以降検討します。
8	苦情対応のポイント（特に精神疾患患者への対応）	次年度以降検討します。
9	外国人スタッフ向けの資料	次年度以降検討します。
10	アンケートの質問項目をもっと増やしてほしい	次年度以降検討します。
11	目次をつけてほしい	次年度以降検討します。
12	資料のパワーポイントで文字色と背景が同色で見づらい箇所がある。	次年度以降検討します。
13	集団指導は年に何回開催されるのか。出席必須となっていますが、やむを得ない事情があって参加できない場合、実地指導対象になるのでしょうか。また、その場合管理者及び児童発達支援管理責任者等ではなくても、代理出席は認められるのでしょうか。	<p>集団指導は原則年に1度の実施となっております。</p> <p>なお、参加されなかった場合、実地指導の対象となることがあります。</p> <p>代理出席の可否についてはご相談ください。</p>
14	資料について背面の柄は必要なく無地でお願いしたい。	次年度以降検討します。
<b>◆2. 制度改正について</b>		
1	身体拘束・虐待防止、虐待防止委員会の運営について、虐待研修をやってほしい、サポートチームにアドバイスをもらいたい	次年度以降検討します。
2	BCP策定のポイント、実際の事例など	次年度以降検討します。
3	災害時や緊急時の対応について	次年度以降検討します。
4	感染症対策のポイント、義務化される項目	次年度以降検討します。
5	<p>・昨年度より義務化されている虐待等防止委員会について。委員会での検討結果を従業員へ周知徹底するにあたり、その周知徹底の方法について柏市では定められた方法等はございますか。弊事業所では従業員が1名のため、現時点では私が委員会や研修に出席し記録を残す、で対応ができますが、今後従業員が増えた場合、委員会に出席していない従業員へ周知徹底する方法として「口頭で伝えた」のみではなく、どこにどのような記録等を残せばよいのか（柏市で指定があるのか）お伺いしたく思い質問致しました。</p> <p>・地域支援拠点などで合同で実施したりできる体制があれば良いと思いました。</p>	<p>・記録については、「いつ、どこで、だれが、何を伝えたか」についてご説明いただけるように資料を残しておいていただければと存じます。</p> <p>・同一法人内の他の事業所と合同で行っていたことは差し支えありません。他法人の事業所と合同で行うことはプライバシー保護の観点から基本的に想定しておりません。</p>
6	私共は介護事業等も展開しており、虐待防止や身体拘束に関わる定期的な研修を合同で行っております。障害独自でなくても問題ありませんか？	合同で行っていただいても問題ありません。障害者の特性にも考慮された内容としていただきますようお願いいたします。
7	サービス管理責任者等研修制度の研修体系の変更点を確認できれば嬉しいです。	研修制度の見直しについては注視しているところであり、変更があれば、その際改めて周知させていただきます。

8	<p>重心がほぼの訪問なので拘束はないが、寝ている時のベット柵に関して は、転落防止なので、報告義務化するの、グループホームや入所施設にはかなりの負担になってしまうのではないか。</p>	<p>運営基準では「身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。」となっております。 この規定は、「心身の状況の変化があったとき」「緊急やむを得ない理由が発生したとき」を想定しての規定であると考えます。 お尋ねのケースですと、ベット柵の利用開始時に利用者（保護者）の同意が取れていれば、状態像の変化等がない限り記録を毎日とる等の対応は必要はないと考えます。 なお、緊急的・一時的に拘束を行う場合は適宜記録を残してください。</p>
---	---	---

◆ 3. 柏市または国の方針

1	<p>柏市内で障害者差別禁止の推進をどのように行うか、理念だけでなく具体的な方策を。例えば、精神障害者がアパートを借りられないことなど。 障害者虐待の内容として、親が本人の意思を無視して長く手元に置こうとしている場合の介入の仕方を検討したい。</p>	<p>日々の相談では千葉県障害者差別に関する相談を担う広域専門指導員と連携を図りながら対応をしており、精神障害をお持ちの方の賃貸に関する相談についても対応をしています。精神障害者の差別解消については、障害者差別解消法の普及啓発と同時に精神障害についての普及啓発が重要と考えています。今後は柏市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム推進事業と連携した対策を検討してまいります。 障害者虐待の内容については、様々なケースがありますが、介入等の一連の支援の在り方について事例検討を行う場が出来るよう検討してまいります。</p>
---	---	---

2	<p>柏市が力を入れたい事業や独自の取り組みについて</p>	<p>本市における重点的な取組については、ノーマライゼーションかしわプランに位置づけて推進を図っています。現行プランの期間が令和5年度までとなっていることから、次期プラン策定に向けて、現在は詳細の検討を行っているところです。国の動向を踏まえても、次期プランにおいては、地域生活における支援が重要になってくると考えています。具体の事業における方針等が固まってきましたら、貴事業所を始め、事業者の皆様にご協力いただきながら推進してまいりたいと思いますので、引き続きご協力をお願いいたします。</p>
3	<p>今後値上がりが多くなり、ご利用者、職員共に生活状況が厳しくなっている所以对策を考えがあるのか伺いたいです。</p>	<p>今年度は4月から9月までの食材費高騰分を見込んで市内障害福祉サービス事業所を対象に助成を行っています。社会情勢や国等の動向を踏まえながら、今後の対応を考えてまいります。</p>
4	<p>医療ケアに関して、ヘルパーが出来るようになるまでの過程が複雑すぎて積極的に行おうと思わないです。 医療ケアが必要な方が増えてきているのに対して、ヘルパーが対応できるようにするまで無駄が多いです。 例えば、実務者研修において吸引研修するもののその研修は無意味で別の研修を受けなくてはならないとかです。 現状の流れ、今後の国の方針などを知りたいです。</p>	<p>現状の流れとしては、社会福祉士及び介護福祉士法において喀痰吸引等業務の制度が定められているため、国の法律に基づいて実施されるものと考えます。 なお、現在、制度変更について示されているものはありません。今後の国の動向を注視してまいります。</p>
5	<p>就労準備型放課後等デイサービスとして、特化したサービスを行っているが、これからどのようなことが求められているか。</p>	<p>就労分野においては、働く上で必要な基本的なビジネスマナーの修得やPCスキル等が求められていると考えています。</p>
6	<p>障害での同行支援や移動支援について、柏市独自の設定が有るのか確認していきたい</p>	<p>特にありません。</p>
7	<p>「障害者虐待防止法について」の中の「障害者虐待防止サポートチーム事業」について、今年度のモデル的实施の活動内容について知りたい。</p>	<p>柏市障害者虐待防止サポートチーム事業のモデル試行について、現在複数の事業所から打診を頂いているところです。この事業では、各事業所が取り組む障害者虐待防止対策への法的な部分を含めたアドバイスや検討、また、研修の在り方や一緒に研修を行うこともを想定しております。 今年度数箇所の事業所へモデル的に施行、検証した上で、令和6年度本格稼働を目指しています。</p>

◆ 4. 研修		
1	<p>柏市の障害者権利擁護研修会の日数を増やしていただき、午前中と午後共の両方に開催して頂ければと希望いたします。</p>	<p>頂いた意見を参考に検討してまいります。</p>
2	<p>他害が出てしまった場面での具体的な対応や、効果的な支援等の研修があると嬉しいです。</p>	<p>頂いた意見を参考に検討してまいります。</p>
◆ 5. 送迎バスの安全装置		
1	<p>車の使用は施設全体での使用になり必ずしも安全装置が設置できる状況にない。全車両（7台）に設置することは出来ない場合、設置されていない車を使用する場合（利用人数により車両の変更をするため）もあるが目視・指差し・呼名での確認でもよろしいか。</p>	<p>・送迎以外のとき 所在の確認が確実にできれば、点呼等の方法によることとしてもかまいません。</p> <p>・送迎のとき 原則ブザー等の見落とし防止装置が必要となります。<u>（2列シートの自動車やそれと同程度に見落としの恐れが少ないものを除く。）</u></p> <p>安全装置の設置費用の補助金については障害福祉課企画総務担当（施設管理・就労支援班）にご相談ください。</p>
2	<p>児童施設において通所用の自動車を運行する場合の、ブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置について、どのようなものがあるのか知りたい。また、市からそういった装置の配布があるとありがたい。</p>	<p>市として、送迎用の車両に安全装置設置に要する経費の補助を行っており、装置の配布は今のところ予定しておりません。また、装置の種類なども市は把握しておりませんので、直接販売店等にご相談ください。</p>
◆ 6. 個別の質問		
◇ 6-1. 指導監査課		
1	<p>以前（令和5年3月8日付けの添付ファイルにて）、営業日が週7日の事業所において、常勤職員の配置について回答をいただきましたが、管理者と兼務している常勤の児童指導員（又は保育士）の場合でも、人員基準である児童指導員・1人以上常勤に含まれますでしょうか。（営業日が週7日で、管理者が児童指導員と兼務している場合の人員基準を教えてくださいたいです。）</p>	<p>含むことができます。</p>
2	<p>算定人数について、指導監査課に申請の必要はありませんか。事業所内に計算シートなどで保存しておけばいいでしょうか。</p>	<p>夜間支援体制加算については、前年度の利用者平均数を算出する必要があります。</p> <p>また夜間支援員一人当たりの利用者数によっても単価が変動します。</p> <p>必要に応じて市へ届出をお願いします。</p>
3	<p>週4日で開所しています。児童指導員等加配加算と専門的支援加算を取るときに32時間で常勤換算1となるのでしょうか。</p>	<p>勤務時間が事業所で定める勤務すべき時間数に達していれば<b>常勤換算</b>で1人となります。（ただし下限は32時間です）</p>
4	<p>相談支援のモニタリングについて、3年間の電話対応期間で保護者の訪問への拒否感が強くなっている。訪問が必要かどうかの判断をすることで、必要な支援に時間を使うことができると思うので検討して頂きたい。</p>	<p>計画相談支援については必ずしも自宅である必要はありません。</p> <p>（障害児相談支援は、運営基準上自宅と規定されています。）</p>

5	今回の資料をもとにした規約やマニュアルの修正などを、市役所の方に確認してもらえると大変助かります。	ご要望に応じて検討いたします。
6	共同生活援助 夜間支援体制加算について質問です。 定員5名の住居です。前年実績により夜間支援対象人数は3名です。その事業所が、1室追加（定員5名+1名=計6名）したことによる夜間支援対象人数は、 ①夜間支援対象者数3名+追加定員1名×0.9=3.9≒4名 ②定員6名×0.9=5.4≒5名 ①と②、どちらが正しいでしょうか。	①となります。
7	現在、日報や記録等は紙面で保管しておりますが、管理はパソコン上でのデータ管理のみにすることは可能でしょうか？	日報等のサインや押印を必要としない書類については電子データで管理していただいで差し支えありません。
8	グループホームや障害児通所事業など近年増加傾向にあるサービスについて、指定基準は遵守しているが、サービスの資質については不十分と思われる事業所も目につきます。サービス管理責任者の責務などについての指導があると良いと思う。	実地指導等において、サービス管理責任者が果たすべき職務について指摘・助言を行ってまいります。
9	1日の定員オーバーについて、やむを得ない理由にて定員オーバーをしてしまう際、その理由を書面にて記載したものが必要なかどうかを知りたいです。	必要です。なお、やむを得ない事情に該当するかは市にご相談ください。
10	前年度1年間の延べ利用者数より、実際入居している人数が多くなった場合も、同じ方法で請求して良いのでしょうか。たとえば、今年度の利用者定員が4名、前年度1年間の延べ利用者数を開所日で割った数が例えば3名であった場合、今年度満室になって4名になっても、3名分の算定で4名分請求して良いことになりますか。	利用者数は、原則、前年度の平均数によります。報酬告示をご確認ください。
11	児童発達センターとしての機能が具体的に記載されている資料などを確認したいです。	厚労省、こども家庭庁からも機能を明確にされておりません。現在、検討されていると思われます。詳細についてはこども家庭庁にご確認ください。
◇6-2. 請求班		
12	移動支援の請求に関して、変更後まだ対応できておりません。以前送られてきた書類を確認した時、まったくわからず放置してしまっております。まずは何をすればいいか教えて頂けると幸いです。	①国保連から届いている通知を確認し、「地域生活支援事業 電子請求受付システム」にログインの上、請求明細を作成し、国保連請求を行ってください。 ②また、ちば電子申請サービスの登録を行い、ちば電子申請サービスを利用して、実績記録票を提出してください。

13	請求誤りによる返戻の取り下げ連絡はいつまでにすればいいのか？	<p>請求の取り下げ方法については、請求が確定する前に取り下げる「①返戻」と請求が確定した後に取り下げる「②過誤申立」がございます。</p> <p>「①返戻」については、請求月の20日頃を目安に障害福祉課請求班宛てに電話連絡をお願いします。「②過誤申立」については、柏市HPの過誤申立のエクセル様式に入力の上で印刷し、再請求を行う月の前月末日までにご持参又は郵送（必着）をお願いします。</p>
◇6-3. 手帳・給付担当		
14	障害者と認定されるための定義、利用できるサービスの具体例	<p><b>【身体障害者手帳】</b>          障害認定の対象となる障害は、法別表に規定する「永続する」障害とする。</p> <p><b>【利用できるサービスの具体例】</b>（各サービス毎に所得や年齢、障害程度等により制限がある場合があります。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道運賃、タクシー運賃、バス運賃、有料道路通行料金等の割引</li> <li>・税の減免、控除（所得税、住民税、自動車税等）</li> <li>・NHK放送受信料の減免</li> <li>・補装具費の支給</li> <li>・日常生活用具の支給</li> <li>・障害福祉サービスの利用</li> <li>・福祉手当</li> <li>・重度心身障害者医療費</li> <li>・福祉タクシー又は自動車燃料費</li> </ul>
◇6-4. 権利擁護担当		
15	成年後見制度について説明してほしい	<p>現在柏市では、柏市社会福祉協議会かしわ福祉権利擁護センターに対し、成年後見中核機関を委託しております。中核機関では地域の皆様からの要望に応じて成年後見について普及啓発を行っていますので、ご相談いただければと思います。また、障害分野の成年後見一次相談窓口を市内の委託相談支援事業所5箇所に対応していますので、是非ご活用ください。</p>
16	ご利用者様からの他害行為にどのような対応が必要か・適切な対応の仕方を学びたいです。	<p>利用者への対応方法や支援の在り方については、事例検討の場を設けられるよう検討してまいります。</p>

◇6-5. 福祉サービス班		
17	移動支援について、習い事については、どこまで認められるか。日中一時支援や地域活動支援センターに行かれるために移動支援を使うことは可能か。	認められていません。
18	放課後等デイサービスの定員超過の際のやむを得ない事情の中に、兄弟の学校行事も含めていただくことを検討していただきたいです。理由としては健常児の兄弟の運動会や授業参観に障害児を連れていけず、両親のどちらかが参加したくても参加できない、または片親であれば参加自体ができないケースがあります。障害児はもちろん兄弟の情緒の安定のためにも最低でも小学生のうちには参加できる仕組みを作っていただけると、総合的な障害児支援に繋がると思われます。特に運動会は同じ日に多くの学校が行うことがあるので、定員超過を理由に断るケースが多いのでご検討をお願いいたします。	障害児通所支援事業所における定員超過は、虐待等のやむを得ない事情を抱えた場合のみ認めることとしています。対象児童の状態像並びに家庭状況、当課や児童相談所、こども支援室等による支援状況を確認させていただき、定員超過せざるを得ない状況なのかどうかを個別判断させていただきます。
19	就学相談にてどのような相談事が多く、どのような内容を保護者と相談しているのか等を事業所向けに提示してほしい。	児童生徒課で実施している内容のためこちらでは回答不可です。
20	児童デイサービスにおいて定員越えの臨時の受入れについて、そのようなことが起きる場合はたいがい早急な対応を求められるもので、その都度市役所に確認することは難しいと思う。またデイサービスにおいても1日の定員超過の恐れがあるため、ご本人の障害特性から毎日通うことができない方を受けるとは難しくなっている。より柔軟な対応をお願いしたい。	早急な対応を求められる場合については災害の発生時や虐待がある場合を想定しております。よって速やかに市の関係機関に連絡することが望ましいと考えます。障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児に継続した支援を行う必要がある場合は、「やむをえない事情」があるものとして差し支えありません。また利用人数が恒常的に利用定員を超えている状態であれば、速やかに是正を図る必要はありません。【令和3年度報酬に関するQ & A問28ア】より令和3年5月7日事務連絡
21	受給者証が利用者の手元に着くのが遅いため、暫定でサービス提供をしまっている場合がある。（暫定でのサービスはしない方がいいのか？）更新の手続きについては、利用者が行うべきとは思いますが、利用者が怠慢だったり、忘れていたりした場合、注意喚起はどのようになっているのか？介護保険と併用しているのでケアマネがついているが、ケアマネに確認することでいいのか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規の場合は、受給者証を確認した上でサービス契約、利用開始されることが基本と考えます。</li> <li>・更新については、利用者が申請をされるものでありますが、当該月に申請が無かったケースについて、地区担当ケースワーカーが、状況の確認を行っているケースもあります。しかし、連絡が取りにくいケース等、確認ができていないケースもあるため、事業所様においては、まず一次的に、利用者本人に更新手続きが終了したかをご確認していただくと良いかと考えます。</li> </ul>

<p>22 受給者証の期限が終了する予定の親御様で更新手続きが終了していない親御様への連絡は、行政からはないのでしょうか？</p> <p>事業所から声かけを行ってはいますが、市からの申請書を無くしたり、理解の難しい親御様もいらっしゃいます。</p>	<p>・毎月、受給者証の期限終了の前月10日を目途に、更新の案内を対象者全員に送付しております。なお、セルフプランの方は終了月の10日、計画相談・障害児相談支援の方は終了月の15日を基本的な提出期限としています。月内に申請が無かったケースで、利用実績があった方については、保護者や相談員に連絡を取る等して申請を勧奨しておりますが、上の21にも回答した通り、連絡がとりにくいケース等もあるため、全件の勧奨は困難な状況です。事業所様からもお声掛け頂いていることは理解しており、大変お手数をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。なお、申請書を紛失した場合は、御連絡いただければ、再度の送付も可能です。</p>
--	---